

令和2年3月5日開催

第33回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時27分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） それでは、定刻前ですけれども、皆さん、お集まりですので、これから第33回農業委員会総会を開催させていただきたいと思います。

それでは、改めまして、会長からご挨拶を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆さん、こんにちは。今日は、お忙しい中、第33回の農業委員会総会ということでご出席をいただきまして、ありがとうございます。

今日も、コロナウイルスの話で挨拶が終わると思いますけれども、この間、事前協議のときに、ちょっと空いている時間、下の1階の市民課に行ったら、ふだんから比べると人がいない。それだけ皆さん気をつけていることだと思います。また、今日、JA高崎の組合長さんと会う機会がありまして、いろいろお話ししたのですけれども、JAのほうでも学校給食にお米を出しているそうなのです。それが1か月分なくなったということで、「会長弱ったよ。米が余ってしまってね」なんて、そんな話で、「どうするのだい」と話聞きましたら、「その余ったお米をJAの直売所でキロ100円引きで今売っているんだ」なんて、もうそんなことを言っていました。

また、コロナウイルス、これは夏になっても、終息するのかななんて、そんな心配も出てきまして、この先どうなるか。いろんなところへ影響があるわけですけれども、そういうことはいつまでも、何年も先まではないと思うので、これは我慢して何とか終息に向かっていただきたいと思います。

ところで、話が変わりますけれども、今日は、議案数も多くて、審議時間がかかると思います。切りのいいところで1度休憩を入れながらやっていきたいと思いますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ですけれども、議事の進行につきましては、今井会長のほうからよろしくお願いいたします。

では、会長、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第33回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、全員参加ということで欠席の方はございません。ということで、本日の出席委員の数、25名であり総会は成立するということでございます。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名と書記の任命を行います。

まず初めに、議事録署名委員を指名をしてよいか、皆さんにお伺いいたします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号12番、中沢幸子委員さん並びに13番の井田裕委員さんの両名を指名いたします。

また、書記の任命でございますけれども、事務局の新井主事補を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速これより議事に入ります。

毎回申し上げていることでございますけれども、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言をお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は露天駐車場でございます。令和元年9月24日許可、高農委指令第1347号ございました。変更の理由につきましては、ほかの場所に駐車場が確保できたことにより駐車場不足が解消され、申請地を駐車場として利用する計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は調剤薬局でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりました、議案書21ページ、議案第4号ナンバー2が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第4条許可、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。平成29年3月22日許可、高農委指令第1577号ございました。こちら一時転用の案件でございます。転用期間は平成29年3月22日から令和2年3月21日までの3年間でございます。変更の理由につきましては、太陽光パネルの架台支柱の本数を変更するためとのことでございます。変更後の計画につきましても、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。令和2年3月22日から令和5年3月21日までの3年間の一時転用の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の4条許可申請が提出されておりました、議案書16ページ、議案第3号ナンバー2が関連案件でございます。

3番 当初許可の内容は農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は建売分譲住宅5棟でございます。令和元年6月24日許可、高農委指令第1177号ございました。変更の理由は、埋蔵文化財発掘調査の結果から計画を見直すこととなったためとのことでございます。変更後につきましては、不動産業を営んでおり、住宅用地として需要が見込まれる申請地を土地分譲用地として造成したいという土地分譲4区画の申請でございます。なお、計画変更後の4条許可申請が提出されておりました、議案書18ページ、議案第3号ナンバー12が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は3件でございます。ご審議のほどよろしくお願
いいたします。

○会長 ただいま事務局より許可変更の申請、3件の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けいたします。

これと異議がなければ承認してよいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規
定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1は事前調査案件になっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、新規就農するに当たり、申請地を借り受けて耕作したいという申請でご
ざいます。

それでは、別添の農地法第3条ナンバー1審議資料を御覧ください。

申請人は、現在49歳であり、今回の申請で許可を受けましたら、農業経営を開始したいという計画
でございます。

1の就農の動機でございますが、以前から生物に興味を持ち、いずれは生物に関する仕事をやりた
いという希望を持っていたこと、また食に対する重要性に関心を持ち、趣味で家庭菜園を行っていた
ことから、徐々に職業として農業を行いたいという気持ちが強くなり、今回の就農を決意したとのこ
とでございます。

2の将来の構想としましては、有機質肥料や太陽熱消毒、微生物農薬などを利用した有機栽培で環
境に優しい農業を確立したいと伺っております。なお、販売については、くらぶち草の会に加入し、
グループ出荷する予定とのことでございます。

3の職歴及び農業経験ですが、昨年4月から約1年間、くらぶち草の会に所属する農家で有機栽培
での野菜の栽培に関する研修を受けまして、技術の習得に努めてきたとのことでございます。

4の農業経営の概要につきましては、目標年次は5年後と設定されております。当初時と目標時と
もに作業全般を申請人が行うと伺っております。農業従事日数については、年間230日を予定して
おりまして、5年後につきましては年間250日を予定しております。

当初経営面積ですが、40アールの借地にて経営を開始し、徐々に借入地を増やしまして、5年後に

は70アールを耕作していく計画でございます。

なお、当初経営面積の40アールについてでございますが、議案書の申請地の面積は46アールとなっておりますが、土地の一部が傾斜地となっておりますので、耕作が困難であることから、実際に使える面積は40アールと伺っております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、作付作物につきましては、コマツナ、キュウリ、ピーマン、ニンジンを用意しておりますので、2年目以降につきましても同様でございます。

次の作付計画でございますが、コマツナ、キュウリ、ピーマンの播種を4月に行いまして、5月からコマツナ、7月からキュウリ、8月からピーマンの収穫を行います。ニンジンにつきましては、6月から7月に播種を行い、9月下旬から収穫する計画でございます。また、コマツナにつきましては、9月頃にも播種を行いまして、12月初旬にかけて収穫を行う計画でございます。

出荷計画につきましては、当初時、目標時ともに、くらぶち草の会でグループ出荷する予定と伺っております。

5の経営試算になりますが、当初は約155万円の粗収益を見込んでおります。また、5年後については作付面積を増やすことから、約400万円の粗収益を目指すことと伺っております。

1枚おめくりください。6の資金計画でございますが、運転資金は自己資金350万円で経営を開始する計画でございますので、生活費については自己資金額で130万円とのごとでございます。

経営開始時の資本装備につきましては、トラクター、管理機を自己資金にて取得する予定と伺っております。

次の資料が5年間の詳細な営農計画となっておりますので、こちらは参考までに御覧いただければと思います。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより調査報告に入ります。今回は、第4班の調査ということですので、調査班長の塚越委員から報告をお願いいたします。

○6番塚越委員 それでは、事前調査報告を申し上げます。第4班班長、塚越正敏。

農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人、1人の出席でした。

質問1 就農のきっかけは何ですか。また、以前はどのような仕事をしていたのですか。

回答 学生時代は生物に関する勉強をしてきましたが、就職は都合により、実家のある神奈川県横浜市でソフトウェア開発の仕事をしていました。将来を考えたとき、前々から興味を持っていた農業

への思いが強くなり、「ぐんま就農相談会」に参加しました。そこで「くらぶち草の会」の方に声をかけていただき、話をした代表の方の人柄や印象がよかったことや、有機栽培という点で自分の希望と合っていたことがきっかけとなり、就農を決めました。

質問2 新規就農に当たり、補助金の申請はしていますか。

回答 新規就農支援金の開始型を申請したいと考えています。

質問3 経営規模は40アールで開始し、目標時には70アールの計画となっていますが、誰かに手伝ってもらったり、人を雇ったりする予定はありますか。

回答 今のところ、一人で会の先輩に教わりながら行っていく予定です。こちらの状況が落ち着いたら、神奈川県にいる母を呼んで一緒に住み、家事などをしてもらうことで、自分は農業に専念する時間を増やせればと考えています。

質問4 鳥獣対策はどのように考えていますか。

回答 電気柵の設置を予定しています。ただ、先輩から完全に防ぐことは難しいと聞いているので、ある程度の被害は覚悟しています。

質問5 雑草対策はどのように考えていますか。

回答 キュウリにはマルチを使います。コマツナやニンジンなどは太陽熱消毒で対応をする予定です。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入りまして、皆さんより質疑等をお受けいたします。

今、くらぶち草の会に入って加入して離農した人というのがいるのかね。もう駄目で離農しましたと、いるかね。やっぱりそういう人もいるのだろう。

○14番大河原委員 ええ。今聞いたところでは3人ぐらいリタイヤして戻っている人がいると聞いています。

○会長 入る人もいるけれども、やっぱりちょっと大変だということで。この人も、今年齢が49ということですが、一生懸命やってもらいたいと思います。ほかに皆さんから何かご質問等ございますでしょうか。

なければ、許可してよいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

それでは、続きまして、3条のこれから一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は贈与、農業後継者として申請地を父より譲り受けて耕作したいという同一世帯の申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は使用貸借、経営移譲をした農地の設定期間が満了するため再設定したいという同一世帯の申請でございます。

7番 契約内容は売買、小作地として借り受けている申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年3月23日から令和12年3月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておまして、議案書26ページ、議案第4号ナンバー22が関連案件でございます。

9番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を叔父より買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 代理人より申請を取り下げたいとの申し出があったため、取下げでお願いいたします。

12番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年3月23日から令和12年3月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておまして、議案書28ページ、議案第4号ナンバー29が関連案件でございます。

13番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年3月23日から令和12年3月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておまして、議案書29ページ、議案第4号ナンバー30が

関連案件でございます。

15番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

18番 契約内容は売買、先代より小作地として借り受けている申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

19番 契約内容は売買、経営規模拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

20番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

21番 契約内容は贈与、農業経営の主体を計画的に息子へ移譲するため申請地を譲り渡したいとの同一世帯からの申請でございます。

22番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちらは一時転用の申請ですので、申請期間が定められております。設定期間が令和2年3月23日から令和12年3月22日までの10年間でございます。また、5条の太陽光の支柱部分の申請であります議案書32ページ、議案第4号ナンバー43が関連案件でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件につきましては、取下げ1件を除く20件でございます。この20件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、また、第3条第2項ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ご苦労さまでした。ただいま3条の一括説明が終わりました。この中で11番が取下げということでお話がございました。また、最後、22番、これはまた5条のほうでも出てくるのですが、現地調査を、事務局と委員さん、5名で現地を確認したということなので、地元の委員さん石井委員さんからちょっと報告してください。

○19番石井委員 19番、石井でございます。事務局と現地を回らせていただき確認したところ、しっかり管理されておりました。何の問題もないと思います。そんなことをご報告いたします。よろしく申し上げます。

○会長 ご苦労さまでした。

その前にちょっと事務局のほうから。

○事務局 すみません、北部事前協議の際にお願いという形でお話をさせていただきましたが、こちらは2月に総会で保留となった案件です。それが、今お話があったような経営農地に解決できていないところがあるということで、時間を要するということから保留になりました。申請人にしてみれば、自分に非がないのに、結果的にはそういった形にはなってしまったのですが、自分に非がないのに保留の扱いを受けたという形にはなりますので、お願いにはなるのですけれども、事前協議の際、ちょっと総会まで日程がなくて申し訳ないのですけれども、確認が取れない場合は、議案書を送った後に少しお時間がありますので、目を通したときに、これはちょっとというものがございましたら、事前協議の前に事務局のほうに事前にご相談いただくと、スムーズに総会のときまでには同意の確認が取れるのかなというところもありますので、そういったところがありましたら、早めにお知らせいただければと思います。

また、事務局といたしましても、結構今保留とか取下げというものが何件か出てくるのですけれども、それにつきましては丁寧に申請者とお話しさせていただきました、例えばこの許可要件のこういったところに触れてしまうので、今回は保留とか取下げという形でないと許可の見込みがないですよということで、ある程度ご納得をいただきながら保留と取下げという形をさせていただいていますので。どうしても申請人とすれば許可してほしいというのが本音になりますので、お願いという形を、また事前にご相談いただければと思います。

以上です。

○会長 今、事務局、竹内係長のほうからそういうお話がございまして、こういうことがないように委員の皆さんも気をつけていただいて、この議案書をその事前協議の1週間前ぐらいには皆さんのところに届いていると思います。もし不審に思ったところは、前もってよく現地を調査して確認をして、またいろいろ質問等していただければと思います。中には素直に「ああ、そうですか」と言ってくれる申請者もいれば、なかなかいろんなことを言ってくる方もおられます、実際のところ。そうすると、事務局も本当に大変な思いをするので、その点はくれぐれも気をつけていただきたいというお願いでございませう。

それでは、そういうことで、これよりこの3条の審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたしますけれども。

どうぞ。

○23番中島委員 23番、中島ですけれども、この5番の売買価格でお聞きしたいのですけれども。

○会長 5番の売買価格。

事務局、お願いします。

○事務局 こちらちょっと結構平米は少ないのですけれども、ハウスに囲まれた土地になりまして、売買の価格500万円です。ちょっと売値が平米に関しては高いのかなという印象もあったのですけれど

も、ハウスに囲まれたような土地でして、申請書同士の中で、そちらの話という形で伺っております。

○23番中島委員 今ちょっと話聞いて、値段でびっくりしているのですけれども、今、その値段聞いた理由は、私の隣の土地なのです。それで、これは地目が畑になっているのですけれども、一応は水田で、今作っていないけれども、米を作っていたわけなのです。

○会長 500万円といたらかなりいい値段。その辺の平均的な値段ではどう。大体どのぐらいで買うとか。土地の値段が上がってきたのかね。それはないよな。何かいろいろあるのではないかな、この値段も。

○23番中島委員 それを受けてちょっと地目変更についてお聞きしたいのですが、これは農地として買うわけですね。所有者が水田として耕作して、行く行く将来的に地目変更するとなれば、どういふふうになりますか。このような売買価格だと。

○会長 事務局。

○事務局 すみません、こちらの土地につきましては、農振農用地の青地の農地になりますので、通常、今もう畑ということで、現況は、昔は田となっていてところなのですけれども、もしこれを畑にしたいよということであれば、特にもう地目が畑でなっていますので、特に。土を盛るという場合は農地改良届というのを出していただいて、あと400平米ですので、500平米に満たないので残土の許可とか届出もなくして農地改良届だけを出していただければ、もし土を入れないよということであれば、それだけで済む話になります。また、農地以外の地目にする場合には、まず、皆さんも、協議会のほう出でいただいていると思うのですけれども、農振除外の手続を踏んでいただいて、その後、転用という形になるのですけれども。ただ、立地的にこちら農地に囲まれた場所になりますので、農振除外は難しいのかなというふうに考えられる場所になります。

以上です。

○23番中島委員 家は建っていないわけですが、その買う人、地続きのハウスが500平米ぐらいあるのです。その地続きによると思うので、農地として使用するのかなというような思いはあったのですが、今の聞いてその売買価格が余りにも高いので、行く行く宅地の見込みなのかなというような、事務局から聞いたところが農振農用地で営農を続けて。

○会長 隣接しているので、どうしてもそこを欲しいということでしょうかね。

○23番中島委員 そういうことでしょうかねえ。

○会長 話が進んで、こういう値段だったのかね。あとは。

○23番中島委員 はい。そうですね。分かりました。

○会長 ほかにございますでしょうか。

○13番井田委員 13番、井田です。6ページの3番、後継者が一生懸命農業をするということでもいいのですけれども、近くこういうふうに貸してありますよね。どうかかなと思って。

○会長 竹内係長でいいかな。

○事務局 こちらにつきましては、地元の認定農業者の方に継続して利用権で貸し付けている土地になりまして、期間借地ということでやむ得ないということで事務局のほうで判断させていただきました。

○13番井田委員 はい。分かりました。

○会長 いいですか。

○13番井田委員 はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。

なければ、許可してよろしいでしょうか。11番、取下げ除いて、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。また、ナンバー1とナンバー2、これも事前調査案件になっております。

それでは、事務局、まず初めに、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 近隣の福祉施設の駐車場不足を解消したいという地域から要望があり、申請地を露天駐車場として整備し貸したいという貸露天駐車場の申請でございます。

それでは、別添、農地法第4条許可申請ナンバー1の審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面が白黒で大変見えにくく申し訳ございません。申請地は、図面中央の「申請地」と示された箇所でございます。山名駅から北東に約350メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。申請地は大変見えにくいのですが、図面上部、点線太枠で囲われている箇所でございます。農地種別につきましては、周囲を農地に囲まれた第1種農地でございますが、第1種農地の例外許可規定にございます公益性が高い事業が適用でき、許可要件を満たすものと考えられます。なお、今回の申請地につきましては、平成31年4月に農振除外が認められた除外地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされているほうが北向きの図面でございます。図面中央「申請地」と記載のある赤枠で囲まれた箇所が申請地でございます。隣接する土地につきましては、南北が農地、東は用悪水路、西が道路に接しております。

1枚おめくりください。4枚目は土地利用計画図、造成計画図の平面図でございます。図面の向き

が変わりまして、ホッチキス留めされているほうを左にして横向きに見開いて御覧ください。申請地を76台分の貸露天駐車場として整備する計画でございます。

造成につきましては、申請地全体が隣接する道路より低いため、40センチ程度盛土し、全体を砂利敷き仕上げにする計画とのことでございます。境界につきましては、30度の傾斜をつけ土羽のり面仕上げとする計画と伺っております。

雨水の排水につきましては、6か所の集水ますを設置し、集水後、道路を挟んだ西側の水路へ放水する計画と伺っております。

なお、雨水処理及び残土の手続を含めた開発指導課の事前協議につきましては、12月11日に締結しております。また、出入口につきましては、西に2か所計画しております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が造成計画の断面図でございます。1枚前の図面と併せて御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 続きまして、調査報告を行っていただきます。

それでは、塚越委員さん、よろしくお願いいたします。

○6番塚越委員 それでは、事前調査報告を申し上げます。第4班班長、塚越正敏。

農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果についてご報告いたします。

なお、当日は代理人1名の出席でした。

質問1 現地を確認したところ、申請地はかなり広い農地でした。今回、近隣の施設の駐車場不足を解消するためとのことですが、駐車台数は何台を計画していますか。また、平日の利用は何台ぐらい見込んでいますか。

回答 76台分を計画しています。平日での通常利用も見込んでいますが、施設での催しの際、既存の駐車場では止め切れず、路上駐車をして警察の指摘を受けることもありました。そのため地域からの要望もあり、台数に余裕を持った計画になったと伺っております。

質問2 申請地の位置は隣接する南北の農地を分断する形となります。農地として端となる北か南のどちらかの場所は検討しなかったのですか。

回答 当初は南側の農地を検討していましたが、土地所有者が複数おり、また所在が不明な方がいたことから同意がもらえず、再検討した結果、現在の申請地を選定いたしました。

質問3 申請地は3方向を農地に囲まれています。周辺の農地への影響について、何か対策をしていますか。また、外灯の設置はありますか。

回答 駐車場の周囲には擁壁やフェンスは設置せず、30度の勾配でのり面に仕上げる予定です。雨水については、基本は敷地内浸透になりますが、オーバーフロー分の対策として集水ますを設置し、

西側の道路側溝に放流します。また、昼間のみ利用のため外灯は設置いたしません。

質問4 造成は盛土で、仕上げは砂利敷きとのことですが、石が周辺の農地に飛び込むことがないようにしっかりした施工をお願いいたします。また、石はね対策として車止めなどの設置はしますか。

回答 申請地は道路より低く、約40センチの盛土が必要になります。それにより周囲の農地より高くなりますが、仕上げの砂利はしっかり転圧して施工します。また、車止めは設置しませんが、実際の駐車位置は計画図面よりさらに内側になると思います。

質問5 駐車場の契約はどのようになりますか。また、管理や修繕は誰が行いますか。

回答 施設と申請人との賃貸借契約です。管理については協議中のようですが、草刈りは施設が行い、修繕は申請人である土地所有者が行うと伺っております。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 ご苦労さまでした。

調査報告が終わりましたので、これより審議に入りまして、皆さんから質問を受けます。

ここは先日現地調査をして、すぐ隣に枯れ草が、あそこは耕作していないのか、しばらく耕作していないのですかね、塚越委員さん。

○6番塚越委員 はい。そうです。

○会長 皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。よろしければ、許可相当としますけれども。

○全員 異議なし。

○会長 続きまして、事務局、ナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

2番 営農型発電の設定期間が満了するため再設定したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和2年3月22日から令和5年3月21日までの3年間でございます。また、本申請はさきにご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー2の計画変更申請の関連案件でございます。本案件は、営農型太陽光の1回目の更新の案件でございます。当初許可は、今回の申請人の被相続人が受けましたが、今年1月にお亡くなりになられたため、今回は相続人からの申請になっております。

それでは、別添の農地法第4条許可申請ナンバー2審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面中央のやや上にある赤い丸印の中心の赤く塗り潰されている箇所が申請地でございます。群馬県立農林大学校から東に約1.2キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされているほうが北でございます。北を上向きにして御覧いただきまして、図面右下の赤く塗り潰されている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況は、住宅や事務所、太陽光発電設備設置用地等の非農地が散在しておりますが、農振農用地の青地農地の広がりも見られる状況でございます。本申請地も青地の農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。図面中央の筆の赤い点線より南の部分が申請地でございます。申請地は全体で5,030平米ありますが、その筆の南部分の1,466平米でウドを栽培しております。なお、残る筆の北部分については同じ申請人がフキの栽培による営農型発電を実施しており、こちらは平成30年12月に更新の許可をいただいております。

隣接する土地につきましては、東、西、南が公衆用道路に接しており、北は畑に接しております。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。横向きに見開いて御覧ください。

3年前の当初許可の際に、架台支柱89本、支柱部分の面積0.16平米という計画で一時転用の許可をいただいておりますが、実際には架台支柱144本、支柱部分の面積0.26平米となっていることが判明しました。パネル枚数については、当初計画の432枚のままですが、7列に配置する計画を6列に変更した結果、計画より多くの支柱を使用してしまったとのご事情でございます。そのため、今回の申請では計画変更申請との同時申請となっております。なお、図面の左端に太陽光パネルの立面図がございますので、併せてご確認いただければと思います。最低地上高は3.6メートル、最高地上高4.7メートル、支柱と支柱の間隔は3メートルとなっております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目からが営農計画書でございます。先ほどご説明した太陽光パネルの下で、引き続きウドを栽培する計画でございます。なお、当初許可時はタマネギとサツマイモを栽培する予定でしたが、作付前にウドに作物を変更した経緯がありまして、こちらの圃場では当初から一貫してウドが栽培されております。

営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要は、1,466平米の畑でございます。

作付予定作物及び作付面積は、申請地全体でウドのみを栽培する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、営農に必要な農作業の期間につきましては、4月に定植、12月に追肥、翌年5月に収穫、随時除草を行うという3年間の計画です。なお、定植は毎年全面に行うものではなく、生育状況等を見た上で必要な箇所のみ実施するとのことでございます。

利用する農業機械は、トラクターとマメトラでございます。

農作業に従事する者の農作業経験等の状況は、農作業歴20年、作付予定の農作業歴は3年でございます。こちらの農作業歴は、申請人4名のうち長男さんのものでございます。お父様がお健在の頃から農作業を手伝っており、ウドについては今回の申請地でお父様と一緒に3年間栽培してきた実績をお持ちでございます。現在は、お母様と奥様にお手伝いをいただきながら耕作していると伺っております。

1枚おめくりいただきまして、営農への影響の見込みとして、生産に適した日照量の確保でございますが、架台を高くすることにより光が適量差し込むため、1年を通して陰性植物であるウドの露地半緑化栽培に必要な安定した日照が見込めるので、太陽光パネル化は適しているとのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高3.6メートル、最高地上高4.7メートル、間隔3メートルとなっております。作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保についても、十分に確保しているとのことでございます。

下部の農地の反収につきましては、反収見込みが800キログラム、地域の平均的な反収が1,000キログラム、反収の増減見込みは80%とのことで、許可要件である地域の平均的な反収の8割を超える計画となっております。なお、今年度の農作物の状況報告では1,200キログラムの収穫があったとの報告をいただいております。地域の平均的な反収については、群馬アグリネットから引用したとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、現在の現地の写真となっております。先日、現地調査を行いました。写真と同様の状態となっております。

もう一枚おめくりいただきまして、最後のページが昨年の6月頃に撮影された現地の写真でございます。こちらの写真は、申請人から今年度分の収量報告の際に添付いただいたものを事務局でカラーコピーし、追加で添付させていただいたものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 続きまして、調査報告、塚越委員、お願いします。

○6番塚越委員 それでは、事前調査報告を申し上げます。第4班班長、塚越正敏。

農地法第4条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告をいたします。

なお、当日は申請人の一人である長男の方と代理人の計2名の出席でした。

質問1 現地を確認したところ、適切に管理されておりました。今回は、当初の事業主の長男の方からの申請と伺っています。これから農業と事業を引き継いでいくようですが、ウドの作付や管理は亡くなられたお父様と一緒にいられたのですか。その具体的な栽培方法や肥料等についても教わっていますか。また、苗はどこで入手したのですか。

回答 ウドの生育については、3年間申請地にて亡くなった父の手伝いをしていました。しかし、急に父が亡くなってしまったため全てを教わっているわけではありません。分からないことがあれば、周りの詳しい方々にお聞きしながら栽培をしていきたいと考えています。苗は、十文字町の農家から頂いたものになります。

質問2 申請地の北側で栽培してフキも含めて、収穫後はどちらに出荷しているのですか。

回答 J Aや市内のスーパーに出荷しています。

質問3 現地では土寄せをした様子が見受けられませんでした。土寄せは行わないのですか。ウドは土寄せをすればよりよい品質のものが収穫できると思います。

回答 土寄せはしていません。土寄せをすることで、よりよい品質のものができるのであれば検討してみたいと思います。

質問4 ウドも年数を重ねてくると品質も低下してきます。栽培がうまくいかなかった場合、作物を変更するなど具体的な対応策は考えていますか。

回答 現時点では考えていません。できる限りウドの栽培をしたいと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 ご苦労さまでした。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けいたします。今回これで4年目ですか、このウドが4、5、6と3年作っているうちには、ちょっとウドもくたびれてくるかななんて思うわけで、その後またどういう作物に切り替えるか、だんだん考えていくと思います。

皆さんのほうから、何かご質問等ございますでしょうか。

はい。

○13番井田委員 すみません、13番、井田です。今この一番最後の写真を見ていると、かなり日の当たっているところがあるように見受けられるのです。こうした場合、ウドはほとんど白い状態で出荷しますよね。この方は、若干グリーンになっても出荷しているのですか。普通では真っ白というか、白い状態で出荷というのが一般的な出荷ですけども……

○会長 砂かけて、砂の中から出てくるからね。

○13番井田委員 ええ。これを見ていると、ちょっとグリーンぽくなるのではないかなと思ったんですけども。

○8番須田委員 葉っぱをつけてヤマウドとして出荷しますよね。下は白くても、葉っぱをつけてヤマウドとして出荷する。

○会長 そう、そう。大体そうにするのだけれども。この写真を見ると砂が盛っていないから。

○13番井田委員 そう。だから、出荷の形態も違うのかなと思って、そういう緑で。

○会長 それで質問を、「土寄せしないのですか」とそういう話をしたのですけれども、土寄せしていなかったのだったか。

○13番井田委員 していないのですよね。

○会長 していないのだよ。だから、ちょっともったいないのですが。

○13番井田委員 長くすれば長くするほどグリーンになってしまうから。

○会長 だから、出荷量だって減るわけだ、これね。

○13番井田委員 と思いますよね。

○会長 それは、この間、質問してこうにしてくださいと言ったから、今度は本人も試行錯誤すると思うのだけれども。

○13番井田委員 はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。

そうすれば、なければ許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 許可相当とすることにいたします。

では、4条の一括説明をお願いします。

事務局、お願いします。

○事務局

3番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でして、宅地366.68平米と一体利用となります。

4番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地1,077.33平米と一体利用となります。

5番 親族が経営する共同住宅の駐車場が不足しているため申請地を露天駐車場として整備し貸したいという貸露天駐車場の申請でございまして、転用済みの畑637平米と一体利用の計画でございまして。

6番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

7番 申請地を畜舎、堆肥舎及び放牧地として使用したいという畜舎及び放牧地の申請でございまして。

8番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、山林158平米と一体利用の計画でございまして。

9番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、原野84.18平米と一体利用の計画でございまして。

10番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

11番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

12番 不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を土地分譲用地として造成

したいという土地分譲4区画の申請でございます。なお、用途指定がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。また、こちらさきにご審議いただきました議案書4ページ、議案第1号ナンバー3の計画変更申請が関連案件でございます。

13番 土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございまして、設定期間が令和2年3月23日から令和12年3月22日までの10年間となっております。

14番 土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、宅地2,154.80平米と一体利用の申請でございます。こちら一時転用でございまして、設定期間が令和2年3月23日から令和12年3月22日までの10年間となっております。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件は12件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ご苦労さまでした。

ただいまナンバー3からナンバー14までの説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより何かご質問等ございましたらお受けします。

皆さんのほうから何かございますでしょうか。

なければ、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 許可相当とすることにいたします。

それでは、ここで10分ぐらい休憩して、また、あと進めていきたいと思えます。

では、ここで休憩入れます。

休 憩

再 開

○会長 それでは、再開をいたします。

それでは、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

2番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて調剤薬局を建築したいという調剤薬局の申請でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1の計画変更申請が関連案件でございます。

3番 契約内容は賃貸借、携帯電話基地局の設置工事に伴い、申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。こちら一時転用の申請をございまして、転用期間が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となっております。

4番 契約内容は賃貸借、農学部新設に伴い学生用駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請をございまして、宅地138.41平米と一体利用の計画でございます。

7番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく実家に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、事務所移転に伴い資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら用途指定区分をございまして、第1種低層住居専用地域でございます。また、関連案件といたしまして、次のナンバー15番が関連案件でございます。

15番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り

受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。また、関連案件といたしまして、さきの14番が関連案件でございます。

16番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、スポーツ器具製造業を営んでいるが社員駐車場が不足しているため会社に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、転用済みの田519平米と一体利用の計画でございます。

18番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

20番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

21番 契約内容は売買、介護施設を運営しているが規模の拡大に伴い職員用駐車場が不足しているため施設に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、転用済みの田1,375平米と一体利用の計画でございます。

22番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和2年3月23日から令和12年3月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書8ページ、議案第2号ナンバ8が関連案件でございます。

23番 契約内容は使用貸借、申請地を借り受けてみさと芝桜まつり期間中の出店者用仮設駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和2年4月1日から令和2年5月31日までの2か月間でございます。

24番 契約内容は売買、金属加工業を営んでいるが事業用及び来客用の駐車場が不足しているため作業場に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は賃貸借、従業員用の駐車場が不足しているため会社から近い申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家に隣接する申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

29番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は、令和2年3月23日から令和12年3月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書9ページ、議案第2号ナンバー12が関連案件でございます。

30番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和2年3月23日から令和12年3月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書11ページ、議案第2号ナンバー14が関連案件でございます。

31番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

32番 契約内容は賃貸借、埋蔵文化財発掘調査を実施するに当たり申請地を駐車場及び資材置場として使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は、令和2年3月23日から令和5年3月22日までの3年間でございます。

33番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、用途指定がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

34番、35番は、譲受人が同一であり、一体の事業のため一括して説明させていただきます。

34番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、次の35番が関連案件でございます。

35番 契約内容以降は、さきの34番と同様でございます。なお、関連案件といたしまして、さきの34番が関連案件でございます。

36番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

37番 契約内容は賃貸借、資材置場が不足しており法人代表が所有する申請地を借り受けて使用したいという倉庫及び露天資材置場の申請でございます。

38番 申請人から取下げの申し出がございましたので、取下げでお願いします。

39番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電

設備設置用地の申請でございます。

40番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

41番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

42番 契約内容は売買、事業拡大に伴い駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

43番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、申請期間が定められております。転用期間、令和2年3月23日から令和12年3月22日までの10年間でございます。また、さきにご審議いただきました議案書14ページ、議案第2号ナンバー22の3条申請が関連案件でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請は、取下げ1件を除く42件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局より説明がございまして、1件だけ取下げということで38番が取下げということで説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから何かご質問等があったら、よろしくお願いいたします。

お願いします。

○7番寺崎委員 7番、寺崎です。34番、35番の譲受人と43番の譲渡人なのですけれども、土地を買って太陽光をつくって、今度この43番は上の太陽光だけを賃貸で貸すということではよろしいのですか。

○会長 では、事務局。

○事務局 そうです。そのとおりです。営農自体は、この渡し人である43番の法人が梅のシェアリングということでございます。

○7番寺崎委員 太陽光をするに買ってあれして、今度は下で営農するから、上だけ貸すというか、何かちょっと矛盾しているのかなというふうに思ったので。

○事務局 太陽光の会社とこちらの法人さんで太陽光を一緒にやっけていまして、一応それについて、どうしてもこの受け人さんのほうに太陽光の収益が上がりますから、それに対して売電の収益を1度戻してもらって利益を上げるということで今回の申請が。この方は、多分このIDを取っていたのだと思いますので、多分そこだと思います。

○7番寺崎委員 農地が買えないからね、この企業だと。そういうあれもあるのかなと思ったので。

○事務局 はい。

○7番寺崎委員 はい。分かりました。

○会長 いいですか。

○7番寺崎委員 はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。

○全員 なし。

○会長 そうすれば、38番は取下げということで、では、あと、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号に入ります。

議案第5号 農地法第18条の規定による許可申請について。

農地または採草放牧地の賃貸借の解約等をしようとする農地法第18条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第18条の規定による許可申請について。

1番 昭和24年から申請地を貸し付けているが、平成18年より耕作が放棄されているため、賃貸借を解除したいとの申請でございます。

それでは、別紙でお配りいたしました農地法第18条調査書を御覧ください。

申請内容の概要についてご説明させていただければと思いますが、その前にまず18条の許可申請についてご説明申し上げます。農地の賃貸借契約の解約の申入れ、合意による解約、賃貸借の更新をしない旨の通知をして、農地の賃貸借をやめるには、都道府県知事の許可を得る必要がございますが、高崎市にはこの許可権限が移譲されていることから、農業委員会の許可が必要となっております。ただし、合意による解約がその解約によって農地を引き渡すこととなる期限前6か月以内に成立した合意で、その旨が書面で明らかであるものに基づいて行われる場合など、農地法第18条第2項各号に該当する場合は許可を得る必要がないため、農地の賃貸借契約の解約等をする場合には多くの農業者の方が農地法第18条第6項の規定による通知書を農業委員会に提出することで許可を得ようとしている実態がございますが、本申請につきましては、賃貸人と賃借人とで合意解約に至る見込みがないとのことで賃貸人より提出されたものでございます。

それでは、本申請の概要についてご説明申し上げます。申請者は申請地の所有者でございまして、賃借人との賃貸借契約を解除し、貸している農地の返還を求めています。申請地は、昭和24年5月14日から現在の賃貸人の祖父と現在の賃借人の父との間に賃貸借契約が結ばれ、以降、それぞれの権利を後継者が相続し、現在に至っております。賃貸人側は、当時の契約書を現在も保管しており、賃貸借関係が継続していると認識しておりますが、賃借人側には契約書が残っていないようでして、またあくまでも先代に限った話であるとのことで、賃貸借契約は継続していないとの認識であります。

申請地は、賃貸借契約後、平成17年頃まで賃借人側が水田として耕作しておりましたが、平成18年頃から耕作されなくなり、小作料も未納となっているとのこととございます。平成19年8月賃貸人側から賃借人側へ、耕作しないならば土地を返還してほしいと話をもちかけたが、交渉が不調に終わったため、賃貸人側が当時の高崎市箕郷地区農業委員会へ和解の仲介を申立て、当時の農業委員会が仲介に当たりましたが、合意解約が成立する見込みがないと判断したものでございます。以降、賃借人が耕作することはないものの、賃貸借契約は継続している状況となっております。

現在の賃貸人と賃借人は、直接相談し合える状況ではないようでして、賃借人側は既に土地を返還しているので合意解約等の手続に応じるつもりはないとの主張でございました。また、返還しているのだから耕作もしていないし、賃料の納付も行っていないとのこととございました。

経緯の説明は、以上でございます。

農地法18条の許可は、調査書に記載のある農地法第18条第2項の規定のいずれかに該当する場合でないと許可してはならないとされているため、その各号についてご説明申し上げます。

本案件は、1号から6号のうち1号、3号、6号に該当すると思われまます。

まず、1号につきましては、1月29日に事務局が現地調査を実施したところ、申請地は耕作されておらず、荒れた状態になっておりました。調査書の2枚目と3枚目をご覧ください。

2枚目が申請地の航空写真、3枚目が事務局が撮影した現地写真でございます。航空写真上の黒い楕円で囲われた2筆が申請地でございます。①、②の矢印は3枚目の現地写真の撮影方法を示しております。写真で現地の状況をご確認いただけましたら、お手数ですが、1枚目の調査書にお戻りください。

さきにもご説明いたしましたが、賃貸人によると小作料は平成18年から未納となっているとのことであり、賃貸借契約が継続している中、小作の放棄と小作料の未納は1号に該当すると思われまます。

続きまして、3号につきましては、賃借人は10年以上、申請地を耕作していないことから、申請地を返還することによる生計への影響は少ないと考えられ、今後も申請地を耕作する意思もないとのこととございました。また、賃貸人は、認定農業者であり、申請地が返還された場合、耕作するために必要な資本装備を有しており、荒れてしまっている申請地を水田に復元し、耕作していく意向であることから、賃貸人がその農地を耕作の事業に供することを相当とする場合に該当すると思われまます。

最後に、6号につきましては、賃借人は耕作する意思も、合意解約に応じる意思もなく、賃貸借の解除を求める賃貸人側としては、長年手続不能の状況になってしまっておりますが、賃借人は賃貸人側が18条の許可申請を行い、賃貸借が解除されることについては異議がないようございまして、賃貸借契約を農地法上、適法に解除するためには恐らくこの18条の許可申請以外ないと思われまますので、その他正当な事由に該当すると思われまます。

以上でご説明をお願いします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ただいまから事務局からいろいろ細かいところまで説明していただきました。農地の貸借も、

ちょっとしたことでトラブルが起きることもあると思います。

それでは、皆さん、質疑をお受けいたしますけれども。

これは、異議がなければ、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することになっておりますけれども。よろしいでしょうか、意見聴取しても、許可相当として。

いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 では、許可相当として意見聴取することといたします。

続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 農地法関係非農地判断について。農地法第30条の規定に基づく利用状況調査に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法関係非農地判断について。

1番 現況地目、山林、非農地としての理由、荒廃農地のうち森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難なためでございます。

そのほか、ナンバー47まで、現況地目及び非農地としての理由は同様となりますので、説明は省略いたします。

なお、今回、非農地判断は、農地法第30条の規定による利用状況調査の結果、B判定と判断された農地について、国の運用通知に基づき、倉渕地域を重点地区として面的に非農地判断を行うものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま事務局から説明がございました。今回47件非農地判断をしたいということで、皆さんに伺って、非農地として判断するか否かということです。これらは全部白地で、これだけの場所の確認、倉渕地区の委員さん、ご苦労さまでございました。

それでは、非農地として判断してよいか伺います。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、非農地といたします。

続きまして、議案第7号に移ります。

議案第7号 令和元年度農地等利用最適化の推進施策に関する意見について。

令和元年度農地等利用最適化の推進施策に関する意見について、一般社団法人群馬県農業会議へ次のとおり提出したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 令和元年度農地等利用最適化の推進施策に関する意見について。

議案書は、43ページを御覧ください。これは、農業委員会等に関する法律第53条第1項に基づき、群馬県農業会議が群馬県へ意見を提出するに当たり、各市町村農業委員会の意見を取りまとめるためのものです。

高崎市農業委員会では1月の事前協議で募集させていただき、2月の事前協議にて意見の回収を行いました。しかし、さきに高崎市に提出した意見書の内容のほかに新たな意見の提出はありませんでした。そこで、募集時にご案内させていただきましたとおり、高崎市に対する意見書で出された意見を基調として整理させていただきました。本日の総会にてご承認賜れましたら、農業委員会の意見として群馬県農業会議に提出したいと考えています。

それでは、朗読にて説明させていただきます。

1、中山間地でも耕作の継続が可能となる施策の強化について。

中山間地域の農地においては、農業生産条件の不利性から耕作放棄地が増加し、平地よりもその比率が高い傾向にある。

耕作放棄地では、荒廃した農地が原因となって、鳥獣害、病虫害、土砂崩れ等の被害が多く発生しており、農家の高齢化と相まって後継者不足を加速させる要因となっている。

また、そうした地域では、農業従事者の不足を補うため効率的な作業を行いたくても、大型の農業用機械が入れないような幅の接道しかない農地も多く、その傾向がより顕著となっている状況である。

そこで、中山間地域でも耕作を継続していけるような施策の強化、特に地域における基盤整備を促進し、狭小な圃場を少しでも大型化できるような下地づくりにご尽力いただきたい。

2、農業参入に対する支援策の拡充について。

農業従事者は少子高齢化等を原因として減少傾向にあり、農業従事者・新規参入者を少しでも増やしていくことは喫緊の課題と言える。現在も、新規参入希望者に対する農業機械の取扱いや農業経営に関する研修、農畜産物への指導等についての支援策が行われているところではあるが、さらなる拡充をお願いしたい。

例えば、新規就農者には、農地の確保と併せて、労働力の確保が難しいという課題があるため、農作業の負担を軽減するため、一定の経験を積んだ新規就農者にはさらなる規模拡大が図れるようなスマート農業等について導入しやすくするなど、さらなる支援を検討していただきたい。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんよりご質問等をお受けしたいと思っております。

今回、この2点の申請を提出するという事なのですけれども、この文言で提出してよろしいでし

ようか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議案のとおり、群馬県農業会議に提出することといたします。

続きまして、議案第8号に移ります。

議案第8号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、これは真下職員かな、お願いします。

○事務局

議案第8号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

農林課、真下です。議案「農用地利用集積計画について」、ご説明をさせていただきます。別紙でお配りしていますA4横の厚い冊子「高崎市農用地利用集積計画」とA4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画 総括表」をご用意ください。

それでは、ご説明させていただきます。利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、令和2年4月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。厚い冊子は、利用権設定関係者、利用権を設定した土地、契約の内容が記載されております利用集積計画書と、利用権の設定を受ける者の営農類型、家畜飼養状況、農機具所有状況で構成されております。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明をさせていただきますので、薄い冊子「総括表」をごらんいただき、表紙を1枚おめくりください。

それでは、説明をさせていただきます。利用権の設定を受ける者は115名、利用権を設定する者は317名です。利用権が設定される面積は、田の通年が351筆、53万8,306平米、田の期間借地が47筆、8万9,000平米、畑が180筆、24万6,128平米、合計で578筆、87万3,434平米となっております。そのうち使用貸借で設定された面積39万9,284平米、割合は45.7%となっております。

続いて、裏面の資料を御覧ください。貸借期間別に見ますと、3年未満の農用地の面積は、田が10万8,070平米、畑が3万8,261平米、3から6年未満の農用地の面積は、田が42万2,501平米、畑が15万6,884平米、6から10年未満の農用地の面積は、田が2万9,721平米、畑が6,361平米、10年以上の農用地の面積は、田が6万7,014平米、畑が4万4,622平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質問等をお受けしたいと思います。

ここ近年、貸手が増えているのかね。

○事務局 そうですね。貸手の数はどんどん増えています。

○会長 増えているよね。

○事務局 はい。

○会長 みんな高齢化になってきて、なかなか後続けられないということで、そういう時代に入っております。

それでは、異議がなければ決定することといたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それで、議案のほうは以上で、今度はあと報告事項に入ります。

報告事項、第1号から第5号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居、ほか5件、計6件の4条の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居、ほか32件、計33件の5条の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しています。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか2件、計3件の農地法第18条の通知につきまして書類審査し、適法であったため受理を行っております。

報告第4号 農地法関係競売農地の許可について。

1番 契約内容は競売、申請の理由につきましては、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいというものでございます。本件につきましては、1月の総会におきまして、耕作を目的とした3条の許可申請を添付いただきながらの競売適格証明でございました。その際、内容を審議いただきまして、その適格を受けた後、落札を行いまして、この落札者の方から正式な3条許可申請が提出されましたので、令和2年1月21日付で3条の許可書のほうを交付しております。

報告第5号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、2月の総会におきまして許可相当としていただいた案件でございます。4条が2件、5条が34件、また、うちナンバー5につきましては、3,000平米を超える案件でございましたので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、問題なしというふうに回答をいただいています。

その他の案件につきましても、他法令の確認が取れましたので、令和2年2月25日付で許可書を交付いたしました。

報告は以上でございます。

○会長 それでは、申合せ事項が1件あります。

申合せ第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。

このことについて、事務局に説明を求めます。

お願いします。

○事務局 それでは、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明いたします。

初めに、議案書とは別にホッチキス留めをしてある群馬県農業会議から市町村農業委員会宛ての「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について（依頼）」とある書類を御覧いただきたいと存じます。

令和元年10月に奈良県安堵町の農業委員会会長及び元農政課長（事件当時は農業委員会職員）が農地法違反の疑いにより、また大分県の別府市農業委員会の会長が農地転用の許可手続による収賄の疑いにより、それぞれ逮捕され、報道がございました。

このことからホッチキス留めの2枚目にありますように、農林水産省経営局長より全国農業会議所会長へ農業委員等の綱紀肅正について通達がありました。その後、1枚目の群馬県農業会議会長より、各市町村の農業委員会会長宛てに「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施」の依頼があったところがございます。内容といたしましては、今年の3月までに申し合わせ決議の実施と、さらに令和2年度以降について、毎年度1回以上の申し合わせ決議の実施について依頼するものとなっております。

そうしたことを踏まえまして、本市農業委員会におきましても、先ほどの報道を他山の石とし、各委員が高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため申し合わせ決議を行いたいとするものでございます。

続きまして、議案書57ページの「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を御覧いただきたいと存じます。

読み上げさせていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員、農地利用最適化推進委員として高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま事務局より、法令遵守の申合せ事項ということで今説明ございました。我々も許認可に本当にかかわる仕事をしておるわけですので、それなりに各自自覚してもらって活動していただきたいと思います。

それでは、皆さんよりご質問等なければ、原案のとおり申し合わせといたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○会長 それでは、その他ということで、西補佐のほうから高崎市農業委員会公害対策委員会の開催ということで説明があると思います。よろしく願いします。

○事務局 私のほうからご案内をさせていただきます。本日お手元にお配りいたしました開催通知1枚紙になりますけれども、こちらのほうを御覧いただきたいと思います。例年、田植の時期に併せまして、油の流出事故や児童等の用水路における事故防止、さらにはいたずら防止を市内の事業所ですとか学校等に要請をさせていただいております。そのことをお諮りするための委員会、こちらを次回4月6日の総会終了後に予定させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○会長 次回の総会の後に、毎回そうなのですけれども、総会後にこの公害対策委員会を開催していきますので、よろしく願い申し上げます。

今日、この総会に関しては何か皆さんからご質問等ございますでしょうか。ちょっと今日は大分時間がかかりました。それなりにちょっと議案数も多かったのです。大変でしたけれども、無事終了いたしました。

◎閉会の宣告

○会長 これとってなければ、以上をもちまして第33回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時45分 閉会

本部会を実証し、下記のとおり署名捺印する。

令和2年 月 日

議事録署名委員

委員

印

委員

印